

No.	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
1	グループ療育及び自閉症児自立支援業務委託契約	R3. 4. 1	一般社団法人 発達支援ルーム まなび	30, 055, 300	当法人は、障害児支援に関する豊富なノウハウを有するスタッフにより運営されており、良質で安定した支援業務を行うことができる。当センターのグループ療育事業においては、高機能から重度に至る様々な障害レベルに応じた支援を行う必要があり支援者には専門的な知識とスキルが求められるが、当法人はこれに対応できる人材を確保することができる。また、自閉症児の生活や社会適応を支援するための有効な手法である「TEACCHプログラム」を行うために必要な言語聴覚士の資格を持つスタッフを常時複数人配置することが可能であり、同プログラムの実績も豊富である。グループ療育及び自閉症児の自立支援業務について継続かつ安定的に委託できる事業者は同法人以外にはないことから、当法人に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 総合療育センター (TEL:646-5210)
2	視力障害児支援業務委託契約	R3. 4. 1	NPO法人 神戸アイフレンド	2, 462, 077	当法人は盲学校の元教員や視能訓練の経験者など、視力障害のある乳幼児の支援に関する豊富なノウハウを有するスタッフにより運営されており、良質で安定した支援業務を行うことができる。当センターで従来より実施している「視力障害児支援教室」において長年にわたり支援を行っており、業務の遂行状況も大変良好である。視力障害児の支援業務について、専門的な人材やノウハウを有し、継続かつ安定的に委託できる法人は、同法人以外にはないことから当法人に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 総合療育センター (TEL:646-5210)
3	東部療育センター自閉症児自立支援業務委託契約	R3. 4. 1	一般社団法人 発達支援ルーム まなび	19, 187, 300	当法人は、障害児支援に関する豊富なノウハウを有するスタッフにより運営されており、良質で安定した支援業務を行うことができる。また、自閉症児の生活や社会適応を支援するための有効な手法である「TEACCHプログラム」を行うために必要な言語聴覚士の資格を持つスタッフを常時配置することが可能であり、同プログラムの実績も豊富であり、業務の遂行状況も大変良好である。以上より、神戸市東部療育センターにおける自閉症の自立支援業務について継続かつ安定的に委託できる事業者は当法人以外にはないことから、当法人に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 東部療育センター (TEL:451-7551)
4	東部療育センター診療所医師の技術指導業務等委託契約	R3. 4. 1	兵庫県立こども病院	2, 640, 000	当病院は、小児診療の専門病院としての優れた実績を確立しており、肢体不自由児等に対する小児整形外科の診療について豊富なノウハウ・経験を有する医師を多数雇用している。東部療育センター診療所における小児整形外科の診療を継続かつ安定的に行うために医師の出務を依頼できる機関は同病院以外にはないことから、当病院に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 東部療育センター (TEL:451-7551)

5	西部療育センター自閉症児自立支援業務委託契約	R3. 4. 1	公益財団法人 神戸YMCA	22, 229, 817	自閉症児自立支援の訓練に関する豊富な経験やノウハウを有した職員が在籍し、専門的な職員の確保が可能である。これまでも近隣地域で訓練を実践し、十分に評価できる実績があり、良質で安定した訓練の提供ができる。当診療所開設時より委託しているが、業務の遂行は大変良好であり、言語聴覚士を含む体制で委託可能な業者は他に見当たらないため、当事業所へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 西部療育センター (TEL: 708-0575)
6	こうべ健康いきいきサポートシステム保守運用業務委託契約	R3. 4. 1	株式会社さくらケーシーエス	10, 144, 992	本システムは(株)さくらケーシーエスが既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理をしている。本業務には十分な知識と技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため、当業者へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL: 322-6540)
7	養育支援訪問事業業務委託契約	R3. 4. 1	①神戸ライフケア協会(神戸市東灘区) ②コープこうべ在宅介護サービス(神戸市東灘区) ③コウダイケアサービス(神戸市東灘区) ④コウダイケアサービス(神戸市北区) ⑤神戸YWCA(神戸市中央区) ⑥ベストウェル(神戸市兵庫区) ⑦兵庫県済生会(神戸市北区) ⑧神港園ホームヘルプ白川(神戸市須磨区) ⑨神戸ライフケア協会西部事業所(神戸市垂水区) ⑩神港園さん舞子神港園ホームヘルプセンター(神戸市垂水区) ⑪コープこうべ在宅介護サービス西神南(神戸市西区) ⑫神港園ホームヘルプセンター(神戸市西区) ⑬リーフグリーン(神戸市長田区) ⑭パソナライフケア(東京都)	13, 926, 000	ホームヘルパーの派遣は、家事・育児等の支援ができるヘルパー派遣事業者に委託しなければ業務の目的を達成できないため、左記の事業所へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL: 322-6540)

8	乳幼児健康診査一般的精密検査業務委託契約	R3. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	1, 653, 610	神戸市医師会加入医療機関は、乳幼児健診一般的精密検査を実施する専門的知識・技術を有し、通年で健診を実施できる医療機関である。業務の内容上、当団体以外に、医師会加入医療機関をとりまとめて効率的・経済的に事業を実施できる適当な委託先がないため、当団体へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL: 322-6540)
9	乳幼児健康診査小児科診察業務委託契約	R3. 4. 1	兵庫県立こども病院	1, 800, 254	兵庫県立こども病院は小児科診察業務を実施する専門的知識・技術を有し、十分な医師数を確保できる医療機関であり、当団体以外に事業を実施できる適当な委託先がないため、当団体に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL: 322-6540)
10	9か月児健康診査業務委託契約	R3. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	74, 430, 444	神戸市医師会加入医療機関は、9か月児健康診査を実施する専門的知識・技術を有し、通年で健診を実施できる医療機関である。業務の内容上、当団体以外に、医師会加入医療機関をとりまとめて効率的・経済的に事業を実施できる適当な委託先がないため、当団体へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL: 322-6540)
11	9か月児健康診査業務委託契約	R3. 4. 1	医療法人ファミリアメディカル ファミリアメディカル神戸クリニック	1, 294, 260	9か月児健診を実施するためには専門的知識及び特殊技術が必要である。当法人はそれらを有し、業務上適当な医療機関であるため、委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL: 322-6540)
12	特定医療費(小慢・未熟児)支給システム保守運用業務委託契約	R3. 4. 1	日本コンピューター株式会社	5, 605, 000	当システムは日本コンピューター(株)が既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理をしている。当業務には十分な知識と技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため、当業者へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL: 322-6540)

13	神戸市乳幼児健康診査・ 予防接種・その他業務に かかる委託契約	R3. 4. 1	株式会社ホロニック	74, 976, 000	<p>平成20年7月より当業者は乳幼児健診業務の質の向上に向けた取り組みを多く実施しており、事業を実施していく中で、各区の実態に合わせた仕組み・流れを作ってきた。また、健診業務は単純な事務作業ではなく、各区間での調整を必要とする等、複雑で多岐に渡るため、業務を円滑に進めるには経験と技術が必要である。また、1年ごとに委託事業者を変更すると、健診現場が混乱し、業務の円滑な遂行に支障をきたし、市民サービスの低下につながる。以上から、引き続き当業者へ委託するものである。</p> <p>※委託先事業者は4年ごとに公募型プロポーザルにより選定している。直近では令和元年度に公募型プロポーザルを実施し、その結果、令和2年7月以降の事業者として当業者を選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
14	給与計算システム保守運 用業務委託契約	R3. 4. 1	株式会社さくらケーシーエス	1, 504, 800	<p>本システムの保守運用業務は、専門的な知識と高度な技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため、当業者へ委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
15	神戸市産婦健康診査助成 事業に係る委託契約	R3. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	57, 366, 667	<p>神戸市医師会加入医療機関は、産婦健康診査を実施する上での専門的知識、技術を有し、通年で健康診査を実施できる医療機関である。神戸市医師会以外に、医師会加入医療機関をとりまとめて事業を実施する適当な委託先がないため、当団体に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
16	新生児聴覚検査費用助成 事業に係る委託契約	R3. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	29, 850, 468	<p>神戸市医師会加入医療機関は、新生児聴覚検査を実施する上での専門的知識、技術を有し、通年で健康診査を実施できる医療機関である。神戸市医師会以外に、医師会加入医療機関をとりまとめて事業を実施する適当な委託先がないため、当団体へ委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
17	先天性代謝異常等検査業 務委託契約	R3. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	39, 451, 000	<p>本事業は、先天性の疾患を早期に発見し治療につなげるため、採血から検査まで迅速に対応する必要がある。神戸市医師会は市内に検査機関を持っており、専用の輸送手段にて検体を運んでいるため、より迅速で確実な検体管理体制が確保されている。また、本市のこれまでの検査実績や精度管理、医療機関との検査後のフォロー等の連携においても他の業者には履行できないと考えられるため、当団体へ委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)

18	児童相談システム保守運用業務委託契約	R3. 4. 1	富士通Japan株式会社	1,936,000	神戸市児童相談システムは富士通Japan(株)(旧:富士通エフ・アイ・ピー株)が設計・開発したシステムである。本業務には十分な知識と技術が必要であり、開発に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため、当業者へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
19	産後ケア事業業務委託契約	R3. 4. 1	①毛利助産所(神戸市東灘区) ②いなお助産所(神戸市灘区) ③マナ助産院(神戸市北区) ④秋山助産院(神戸市長田区) ⑤医療法人社団恵友会ひなた助産院(神戸市西区) ⑥野の花助産所(神戸市西区) ⑦きらら助産院(神戸市垂水区) ⑧特定非営利活動法人母と子のケアサポート 助産所ふすあんま(神戸市須磨区) ⑨いろり助産院(神戸市北区) ⑩りんご助産院(神戸市垂水区) ⑪公益財団法人甲南会甲南医療センター(神戸市東灘区) ⑫もりレディースクリニック(神戸市東灘区) ⑬医療法人社団たなべ産婦人科(神戸市灘区) ⑭医療法人社団 純心会パルモア病院(神戸市中央区) ⑮医療法人社団産科・婦人科みずとりクリニック(神戸市北区) ⑯独立行政法人国立病院機構神戸医療センター(神戸市須磨区) ⑰医療法人三友会なでしこレディースホスピタル(神戸市西区) ⑱おかざきマタニティクリニック(神戸市西区) ⑲梅っ子助産院(神戸市東灘区) ⑳神戸徳洲会病院(神戸市垂水区)	50,354,000	助産所及び産婦人科医療機関は、専門性の高いサービスを提供することが可能であり、宿泊または通所で母子の心身のケアや育児サポートを提供するという本業務内容を実施できる委託先は他にないため。 ※20か所と個別に契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
20	専門職による思春期デレバリー授業業務委託契約	R3. 4. 1	神戸市助産師会	4,810,000	神戸市助産師会は、市内の開業助産師が多く属しており、従来より地域での子育て支援や思春期に対する性教育の取り組みを積極的に行っている団体である。中学生を対象とした本事業内容について、専門的立場から正しい知識を提供すること、及び、市内の中学1年生と3年生全てへの助産師の講師派遣が可能な委託先は他にないため、左記へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)

21	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業業務委託契約	R3. 4. 1	NPO法人 チャイルド・ケモ・ハウス	6, 472, 400	<p>NPO法人チャイルド・ケモ・ハウスは、小児慢性特定疾病のひとつである小児がん患者とその家族のより豊かな療養環境の整備を実現しようとする団体で、既に小児がん患者とその家族の支援を実施しており、スタッフの多くは小児がんを含む小児児童等の養育経験があるので相談者の立場に立った相談が可能である。また、委託する事務事業の内容でもある、個別支援の利用計画の作成やフォローアップ、通院等への支援、就労支援等の事業を従前より行っている実績がある。また、各関係機関（医療機関、学校、企業等）へのネットワークもこれまでの活動実績の中で構築してきている。以上のことから、委託事業に必要な体制をとれる団体は他にはないと判断されるため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
22	妊娠・子育てに関する啓発事業業務委託契約	R3. 4. 1	NPO法人 ママの働き方応援隊	1, 400, 000	<p>NPO法人ママの働き方応援隊は、乳幼児の母親の新たな社会参加を図り、母親の力を活用することを目的として神戸市で発足しており、現在では全国で2,200人以上の会員数（3歳未満児がいる母親であることが要件）となっている。また、小学校・中学校向けプログラム、高校・大学向けプログラム、高齢者施設向けプログラムなど、多様なプログラムを作成し、対象に応じた事業を、年間を通じて実施している。</p> <p>年間13箇所の大学等に対し、乳児と触れ合う機会の提供や、妊娠・出産に関する授業を行うことができる人材・知識・実績を有する事業者は他にはないと判断されるため。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
23	子育てリフレッシュステイ事業実施業務	R3. 4. 1	市内児童養護施設13施設、市内乳児院3施設、市内母子生活支援施設7施設、自立援助ホーム子供の家、市内ファミリーホーム5施設	21, 806, 000	<p>委託予定先は、児童の養育に必要な設備及び専門的技術を有しているとともに、それら設備及び専門的技術は、児童福祉施設最低基準に即したものである。法令上、その運営について監査・指導を受けるので、委託業務の適正な運営を確保することができる。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5211)

24	D V 被害者等生活支援事業	R3. 4. 1	特定非営利活動法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ	1, 555, 200	<p>特定非営利活動法人ウィメンズネット・こうべは、DV被害者に対する自立支援を実施する上で、専門的な知識や、技術、人材を有しているだけではなく、シェルターの運営やDV被害者の居場所づくりを行っており、支援を必要とするDV被害者のニーズを把握しやすい環境にある。さらに、市内にシェルターを有する唯一の団体であることから、本事業を最も効率的・効果的に実施できる団体は当団体以外にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-0249)
25	母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託	R3. 4. 1	弁護士法人 一番町総合法律事務所	1, 968, 000	<p>H30年度事業開始にあたりプロポーザルにより上記業者を選定し、H30年10月に委託開始しており、折衝中の事例、分割納付中の事例が多くあり、今後の回収を確実かつ効率的に進めるため、引き続き左記の業者を委託先とする必要があるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-0249)
26	神戸市療育センター障害児訓練業務	R3. 4. 1	公益財団法人 ひょうご子どもと家庭福祉財団	191, 595, 360	<p>障害児の訓練・療育業務について継続かつ安定的に委託できる事業者は、委託を予定している同財団以外になく、本市の療育センターにおける業務の遂行状況も大変良好である。</p> <p>同財団は、国家資格を有する療法士(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)を多数雇用しており、県内の発達支援センターを中心に、障害のある児童への療育を行うなど障害児の訓練に関する豊富な経験やノウハウを有している。</p> <p>以上より、当法人に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6846)
27	被虐待児地域見守り支援事業	R3. 4. 1	<p>①社会福祉法人神戸真生塾</p> <p>②社会福祉法人白百合学園児童 家庭支援センターしらゆり</p> <p>③社会福祉法人神戸実業学院</p>	<p>①2, 772, 000</p> <p>②2, 217, 600</p> <p>③1, 663, 200</p>	<p>委託先候補は児童福祉法に基づく児童家庭支援センターであり、本業務の実施に必要な専門性及び地域・関係機関とのネットワークを有し、24時間365日対応可能な団体は他にないと判断されるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども家庭センター (TEL:382-2277)

28	里親開拓促進事業	R3. 4. 1	公益社団法人 家庭養護促進協会	7, 919, 000	委託先候補は、要保護児童の家庭養育を促進し、児童の健全育成及び児童福祉の推進することを目的とした団体であり、本業務の実施に必要な専門性及び地域・関係機関とのネットワークを有し、組織的な事業展開が可能な団体は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども家庭センター (TEL:382-2277)
29	里親トレーニング事業	R3. 4. 1	社会福祉法人 神戸真生塾	3, 056, 000	委託先候補は、乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センター等を運営しており、本業務の実施に必要な専門性及び地域・関係機関とのネットワークを有し、対象者への総合的な支援が可能な団体は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども家庭センター (TEL:382-2277)
30	市立保育所会計年度任用職員 給与計算等事務委託	R3. 4. 1	あるく社会保険労務士法人	13, 112, 000	令和2年4月から施行された会計年度任用職員制度に伴い、要件を満たしたフルタイム職員は、令和3年4月より共済組合へ移行する。この変更に伴い、委託事業者は、3月から4月にかけて、資格取得及び喪失の届け出を行い、7月の定時決定、及び毎月の給与支給や年2回の期末手当に伴う共済組合独自の保険料算出等を行う必要がある。 会計年度任用職員の給与支給及び福利厚生手続きの正確な業務遂行を図るために、当該職場の特殊性に精通している現行の社会保険労務士法人と契約する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第2項第2号に該当)	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-5215)
31	保育所運営システム構築等業務に係る委託契約	R3. 4. 1	株式会社スパインラボ	3, 187, 527	令和元年より試行的に2か所に導入。システム調達にあたっては、システム・端末の設定や利用にあたっての研修など初期費用が多額となることから、契約金額の低減を図るため、現在、システム運営を行っている当該事業者に委託を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当)	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-6667)
32	保育士・保育所支援センター開設運営及び保育士等研修事業にかかる業務委託	R3. 4. 1	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	25, 054, 148	市内の民間保育園等のほぼ全園が加入している(公社)神戸市私立保育園連盟では、かねてから自らの課題として、保育士養成施設との定期会合等による保育士確保や、自主企画による保育士研修を行っている。また、求人情報を効果的に取得するためには、加盟園と普段から連絡を密にしている同連盟に委託することが最適であると判断するため。さらに、兵庫県は(公社)兵庫県保育協会に委託しており、今後、同協会と連携を図る上でも同連盟に委託することが適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-5216)

33	豊かな心をはぐくむ教育推進事業（みんなの幼稚園事業）に係る委託契約	R3. 4. 1	公益社団法人 神戸市私立幼稚園連盟	16, 604, 900	委託候補先である（公社）神戸市私立幼稚園連盟は、市内認可私立幼稚園全園が加盟し、組織されている団体であり、事業を実施する各園との連絡・調整を図る体制を有している唯一の団体であり、本事業を円滑かつ適正に実施するための最良の委託先と考えられるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保事業課 （TEL:322-6856）
34	病児保育事業の委託契約	R3. 4. 1	①つじの・こどもくりにつく【Kupu kupu】（東灘区） ②つじの・こどもくりにつく【Mola mola】（東灘区） ③二星こどもクリニック（東灘区） ④つじの・こどもくりにつく神戸ベイ（東灘区） ⑤たかはしクリニック（灘区） ⑥片山キッズクリニック（灘区） ⑦みやもと小児科（灘区） ⑧パルモア病院（中央区） ⑨愛こどもクリニック（中央区） ⑩真星病院（北区） ⑪わくこどもクリニック（北区） ⑫にこにこハウス医療福祉センター（北区） ⑬かなたに診療所（長田区） ⑭公文病院（長田区） ⑮わだ小児科クリニック（須磨区） ⑯井口小児科内科医院（垂水区） ⑰おぎのこどもクリニック（垂水区） ⑱久保みずきレディースクリニック（西区） ⑲なでしこレディースホスピタル（西区） ⑳神戸市立医療センター西市民病院（長田区）	313, 376, 100	当該事業の実施にあたっては、実施機関と市内の他の医療機関との連携が不可欠である。委託先の実施機関が、医師会の協力を得て、公募で事業実施希望者を募り、当該事業の実施にかかる専門性や熱意、施設面、地域バランス等を総合的に考慮して、推薦を受けたものであり病児の保育にとって他の医療機関との連携も含めて適切な対応ができると判断されるため。 ※左記委託先と個別に契約する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保事業課 （TEL:322-6849）

35	保育士等キャリアアップ研修業務	R3. 4. 1	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	31, 437, 500	神戸私立保育園連盟は市内の民間保育園等のほぼ全園が加盟しており、かねてより保育園職員を対象に、経験や職種に応じて幅広いジャンルに対応した幅広い研修を行うなど十分な実績を有している。このような多種多様な研修の開催実績を有し、かつ円滑な受講管理や運営を行うことができる事業者は加盟園と普段から連絡を密にしている同連盟のほかには存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保事業課 (TEL:322-6849)
36	子育て応援サイト「ママフレ」等運用・保守業務	R3. 4. 1	株式会社アスコエパートナーズ	4, 164, 600	当事業者は、自治体情報をわかりやすく整理し提供するユニバーサルメニューでの情報管理やそれに基づく検索機能を提供しており、同様のノウハウを持つ事業者はなく、また、同メニュー内に記載されている内容について著作権を有しており、利用にあたっては当事業者と契約する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども未来課 (TEL:322-4792)
37	こうべ子育て応援メール配信業務等委託契約	R3. 4. 1	特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト	5, 106, 180	NPO法人きずなメール・プロジェクトが作成する「きずなメール」は、日本外来小児科学会、日本プライマリ・ケア連合学会などに所属する小児科医や内科医、産婦人科医ら9名の医師が監修している。また、産前および産後100日は、本市提供情報を織り交ぜながら、毎日メール配信を行う予定であり、同様の経験・ノウハウを持つ事業者は上記以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども未来課 (TEL:322-4792)
38	福祉医療システム運用保守作業	R3. 4. 1	株式会社日立システムズ	57, 096, 600	本システムは本市の独自仕様に基づき、委託先候補が開発した固有システムである。本委託内容を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発を通じて蓄積された知識や技術を持つ同社以外に委託することが困難であり、競争入札に適さないため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当)	福祉局 国保年金医療課 (TEL:322-5222)
39	福祉医療システム税制改正対応改修(令和3年度分)	R3. 4. 1	株式会社日立システムズ	8, 850, 600	本システムは本市の独自仕様に基づき、委託先候補が開発・運用・保守を行っている固有システムである。本委託内容を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発を通じて蓄積された知識や技術を持つ同社以外に委託することが困難であり、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	福祉局 国保年金医療課 (TEL:322-5222)

40	福祉医療システム機器更新に伴うシステム改修対応	R3. 4. 1	株式会社日立システムズ	69, 630, 000	<p>本システムは本市の独自仕様に基づき、委託先候補が開発した固有システムである。本委託内容を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発を通じて蓄積された知識や技術を持つ同社以外に委託することが困難であり、競争入札に適さないため。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当)</p>	福祉局 国保年金医療課 (TEL:322-5222)
41	訪問看護ステーションによる訪問看護の助成対象化に伴う福祉医療システム改修業務	R3. 4. 1	株式会社日立システムズ	13, 510, 200	<p>本システムは本市の独自仕様に基づき、委託先候補が開発・運用・保守を行っている固有システムである。本委託内容を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発を通じて蓄積された知識や技術を持つ同社以外に委託することが困難であり、競争入札に適さないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	福祉局 国保年金医療課 (TEL:322-5222)
42	神戸市立港島児童館の施設管理委託	R3. 4. 1	株式会社 OMこうべ	7, 136, 000	<p>港島ふれあいセンターは、地域住民の福祉と文化の向上及びコミュニティの増進を目的に整備した施設であり、都市局〔会議室・ホール等〕、企画調整局〔地域福祉センター〕、こども家庭局〔児童館〕共有の建物である。都市局が所管する共用部分と会議室・ホール等専用部分の管理運営については、市の施策により開発団地内の近隣センター等の公益施設を管理運営する目的で設立された㈱OMこうべに委ねてきたものである。</p> <p>建物の管理運営の方法としては、共用部分において、それぞれ持分があるために、一つの部分の管理者を複数とするのは不可能であり、建物全体から見ても、特に設備の維持、給排水関係、保安等については、全館で一体的に行わないと、機器の良好な状態の維持、安全性の確保は不可能であるため、各局が㈱OMこうべに委託する。</p> <p>また、会議室及びホール等の専用部分についても、各公共施設、テナントとの公平な調整をビル全体として行う必要があることや、共用部分と一体管理した方が効率的であるため、契約の相手方は㈱OMこうべが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5210)
43	神戸市放課後子供教室推進事業「神戸っ子のびのびひろば」(山田小学校他4校)	R3. 4. 1	<p>① 山田っ子のびのびひろば実行委員会 ② 君影小学校施設開放運営委員会 ③ だいいち小学校施設開放運営委員会 ④ 西須磨小学校施設開放運営委員会 ⑤ 板宿小学校ふれあい図書室のびのびひろば実行委員会</p>	<p>①7, 646, 280 ②1, 265, 560 ③1, 682, 860 ④909, 820 ⑤1, 136, 110</p>	<p>当該団体は平成19年度より当事業を実施している。従来より小学校内で学校施設開放事業を管理・運営していることから、既に学校とも密接な関係を築いている。地域の様子や実情にも詳しく、参加児童との関係も築きやすいため円滑な運営が期待できることから、引き続き当該団体が運営することが適切である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-6948)

44	令和3年度舞多聞学童保育コーナー及び舞多聞第二学童保育コーナー業務に係る委託契約	R3.4.1	社会福祉法人 三愛会	46,318,270	<p>社会福祉法人三愛会は、垂水区多聞台地域で多聞台児童館の運営を行っている。平成28年度に舞多聞小学校内に新設された公設の舞多聞学童保育コーナーの運営については、①多聞台児童館が、公立保育所の建て替え移管にあわせて公設の児童館を引き継ぎ、民間で建設してもらった経緯があり、公設の児童館の代替としての機能・役割を果たしていること、②児童の健全育成、子育て支援の専門的知識、組織・運営力を有していると認められること、③近隣の本多聞児童館を運営している本多聞まちづくり協議会からは、新設の舞多聞学童保育コーナーの運営を行うことは体制的に不可能であるとの申し出があったことから、当該法人の他にないとして随意選定を行っている。また、平成30年度に学園南公園内仮設施設に開設した公設の舞多聞第二学童保育コーナーの運営についても、上記小学校内の舞多聞学童保育コーナーと同様の理由から同一小学校区の学童保育事業を一体的に実施するためにも、随意選定を行っている。</p> <p>当該法人は、保育所・児童館の運営実績は良好であり、舞多聞学童保育コーナー及び舞多聞第二学童保育コーナーの運営を通じて舞多聞小学校や児童、保護者等の地域の方と友好な関係を築き、今後も継続的な信頼関係を構築することが期待できることから、運営を委託するのは、当該法人の他にないと考えられる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5210)
45	神戸市放課後児童支援員認定資格研修事業業務委託契約	R3.6.1	株式会社 東京リーガルマインド	4,389,000	<p>当該委託先候補は、放課後児童支援員認定資格研修の開催実績が豊富であり、かつ提案内容や金額が優れていることが認められるとして、令和2年度の公募型プロポーザルにより令和5年度まで委託予定事業者として決定しているため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5210)
46	こうべ若者サポートステーションにおける心理カウンセリング等業務に係る委託契約	R3.4.1	一般社団法人キャリアエール	2,548,000	<p>「青少年の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、無業青少年の職業生活における自立を支援するため、国(厚生労働省)が民間事業者へ委託して「地域若者サポートステーション」を設置しているところ、地方公共団体においても国の措置と相まって必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。</p> <p>本事業はこれに基づき、地域若者サポートステーション事業の一環として実施されるよう本市が措置を講ずるものであることから、国が選定した地域若者サポートステーション事業の受託者に委託し一体的に実施することが必要であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5181)

47	就職氷河期世代に対する心理カウンセリング業務に係る委託契約	R3. 4. 1	一般社団法人キャリアエール	7,500,000	<p>令和2年2月に国（内閣府）が開始した地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業においては、交付対象事業のひとつとして、国（厚生労働省）が民間事業者に委託して設置している「地域若者サポートステーション」において行われる上乗せ事業が想定されている。</p> <p>本事業はこれに基づき、地域若者サポートステーション事業の一環として実施されるよう本市が委託を行うものであることから、国が選定した地域若者サポートステーション事業の受託者に委託し一体的に実施することが必要であるため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5181)
48	神戸市青少年会館の移転業務に係る委託契約	R3. 5. 10	特定非営利活動法人こうべユースネット	7,392,000	<p>当該の事務事業を実施するに当たり、神戸市青少年会館の指定管理者へ一括して委託することにより、最も効率的に当該事務を達成できるため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5181)
49	ユースステーション（北神・灘・西）運営管理業務委託契約	R3. 4. 1	<p>（北神）特定非営利活動法人S-space （灘）特定非営利活動法人S-space （西）特定非営利活動法人ユースプラザ西2009</p>	<p>（北神）7,771,000 （灘）4,967,000 （西）5,829,000</p>	<p>当該団体は、青少年活動に対する深い理解と知識を持っていることなどから運営にあたり、これまで利用者との関係を築いてきた。また、地域とも連携を図り、円滑な運営を行ってきた。</p> <p>北神及び西は令和元年度からの4年間（1年度更新）、灘は令和2年度からの5年間（1年度更新）について、提案型公募を実施し、選定委員会の審査の結果、当団体による運営が適切であると判断された。</p> <p>利用者調査による施設や職員の対応の満足度等について非常に高い評価を得ているとともに、提案に基づく円滑な運営が行われていることから、令和3年度の運営にあたり最も適切な団体である。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5181)
50	こどもの居場所づくり事業全市展開推進業務委託契約	R3. 4. 1	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	45,700,000	<p>当該事業者は、こどもの居場所づくり事業において、これまで「子育てコーディネーター」を配置し、地域団体等との関係性構築や立ち上げ支援等のノウハウを培ってきた。</p> <p>本業務は、事業の全市展開のために新たな役割を追加し、それに伴う人員増を行うもので、「子育てコーディネーター」に関する業務と一体不可分であり、他事業者では業務目的の達成が不完全となるため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-6399)

51	神戸市認可外保育施設等 給付システム延長保育 料・給食費徴収機能追加 開発業務	R3. 4. 1	日本事務器株式会社	5,819,000	当該システムは、サーバー・ソフトウェア共に保守契約をしており、再委託先の所有するパッケージソフト「こあら」を使用している。そのため、本システムの改修には、サーバーとパッケージソフトを一体として扱うための技術・知識が必要であるが、委託先候補は当該システムに関する豊富な専門知識とノウハウを有している。他者へ委託した場合にはシステムについての技術・知識が十分でなく、本市が求める業務内容を達成することは困難であり、また、プログラム著作権等の問題から、他の事業者情報公開することも困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-6667)
52	こども医療費助成制度の 高校生拡大に伴う福祉医 療システム改修業務	R3. 4. 26	株式会社日立システムズ	27,577,440	本システムは本市の独自仕様に基づき、委託先候補が開発・運用・保守を行っている固有システムである。本委託内容を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発を通じて蓄積された知識や技術を持つ同社以外に委託することが困難であり、競争入札に適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	福祉局 国保年金医療課 (TEL:322-5222)
53	低所得の子育て世帯に対 する子育て世帯生活支援 特別給付金事業委託契約	R3. 4. 20	パーソルテンプスタッフ株式 会社	14,070,100	令和3年3月23日に閣議決定された「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費」の活用方法として、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとなった。支給額については、児童一人当たり5万円(第一子、第二子以降は問わない)。支給時期については、厚生労働省からの通知(令和3年4月7日発 事業概要)より「児童扶養手当の受給者には可能な限り5月までに支給すること」、申請を要する給付についても「可能な限り速やかに支給すること」とされており、早急に契約し、本市においても至急対応する必要がある。 パーソルテンプスタッフ株式会社には令和2年度に「子育て世帯への臨時特別給付金」「ひとり親世帯臨時特別給付金」においても業務委託を行っていることから、十分なノウハウを有しており、本業務についても迅速かつ正確な事務処理が期待できるため、同社に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2・5号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5214)

54	令和2年度年金制度改正に伴う児童扶養手当支給の改修（開発・リリース）	R3. 4. 20	株式会社野村総合研究所	22, 732, 875	神戸市福祉情報システムは株式会社野村総合研究所が、同社が著作権を有する福祉総合パッケージ「アソシエ」を基本として開発されたものであり、同社がその後引き続いて保守管理業務を行っている。児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているので、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、同社に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5214)
55	病児保育事業の委託契約（令和3年度新規開設施設分）	R3. 5. 17	梶山小児科・アレルギー科	12, 867, 270	当該事業の実施にあたっては、実施機関と市内の他の医療機関との連携が不可欠である。委託先の実施機関が、医師会の協力を得て、公募で事業実施希望者を募り、当該事業の実施にかかる専門性や熱意、施設面、地域バランス等を総合的に考慮して、推薦を受けたものであり病児の保育にとって他の医療機関との連携も含めて適切な対応ができると判断されるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	こども家庭局 幼保事業課 (TEL:322-6849)
56	舞多聞こどもひろば整備工事発注等支援業務	R3. 5. 27	神戸すまいまちづくり公社	19, 521, 486	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の規定に基づき、公共工事に関する専門的な知識・経験を有するとともに、法令の遵守、秘密の保持、また公正性を備えた者を選定する必要がある。神戸すまいまちづくり公社は、市の外郭団体であり、法令遵守、公平性・中立性等を確保できるほか、計画から完成（計画、設計、発注、監理、検査）まで一連の業務実績が豊富にあり、かつ、公共施設の内容を熟知している。以上の理由により、今回の業務を遂行していくための必要な知識と能力を兼ね備えた唯一の団体である同公社に委託を行う。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-6948)

57	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業委託契約	R3. 6. 1	パーソルテンプスタッフ株式会社	168,094,300	<p>令和3年3月23日に閣議決定された「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費」の活用方法として、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとなった。支給額については、児童一人当たり5万円（第一子、第二子以降は問わない）。支給時期については、厚生労働省からの通知（令和3年4月7日発 事業概要）より「児童扶養手当の受給者には可能な限り5月までに支給すること」、申請を要する給付についても「可能な限り速やかに支給すること」とされており、本市においても支給対応するため、特命随意契約により早急に契約する必要がある。</p> <p>パーソルテンプスタッフ株式会社には令和2年度に「子育て世帯への臨時特別給付金」「ひとり親世帯臨時特別給付金」においても業務委託を行っていることから、十分なノウハウを有しており、本業務についても迅速かつ正確な事務処理が期待できるため、同社に委託するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5214)
58	給与計算システム・出務管理システムの改修業務	R3. 7. 12	株式会社さくらケーシーエス	1,017,500	<p>本システムの改修業務は、本システムに関する専門的な知識と高度な技術が必要となり、構築に携わった業者でなければ、業務遂行が困難であるため、競争入札には適さない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
59	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯、その他世帯）支給業務における福祉情報システム対応	R3. 7. 1	野村総合研修所	20,691,000	<p>神戸市福祉情報システムは株式会社野村総合研究所が、同社が著作権を有する福祉総合パッケージ「アソシエ」を基本として開発されたものであり、同社がその後引き続いて保守管理業務を行っている。児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているので、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、同社に委託するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5214)
60	神戸市多胎妊産婦等へのピアサポーター派遣事業	R3. 9. 1	ひょうご多胎ネット	1,104,736	<p>ひょうご多胎ネットは、多胎児の子育て経験のある保護者が加入する団体である。これまでも市内6か所の拠点方式で実施している多胎児子育て教室にピアサポーターとして参加するなど、多胎児の保護者に対するピアサポートの取り組みを行っており、多胎児の子育て経験を有する保護者が加入し、全市でピアサポーターの派遣を安定的に実施できる団体は他にないため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)

61	神戸オレンジ・パープルリボンキャンペーン実施業務委託	R3.9.6	すきっぷフェスタ実行委員会	3,932,500	<p>委託予定業者である「すきっぷフェスタ実行委員会」は市内の子育てイベントや啓発業を推進しており、構成メンバーには神戸市・近郊エリアの広報に強みを持つ神戸新聞事業者とラジオ関西が含まれる。平成30年度、当キャンペーンのために本市・ラジオ関西・都あきこ氏で「コベピポ」のキャラクター（マルちゃん）を作成した。本事業では、そのキャラクターを使用し、キャンペーンイメージを前年度と統一することにより効果的な広報を目指している。同委員会へ委託することで、著作権上支障なく、柔軟に活用した広報活動が可能となる。今年度のなぞときラリーでは、「マルちゃん」に絡めた新しいキャラクターの作成を行う予定である。</p> <p>また、同委員会が保有する子育て交流サイト「すきっぷ」に本事業を掲載することで、メインターゲットである子育て世代に向けて集中的な広報が可能であり、かつ、新聞、ラジオ等多様な広報手段を用いて、市内の幅広い年代層へのPRを行い、本事業への参加を促すことができる。以上の理由から同委員会への特命随意契約を行うものとする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5211)</p>
----	----------------------------	--------	---------------	-----------	---	--